

議案第17号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「16人以内」を「20人以内」に改める。

第7条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27,480円」を「34,260円」に改め、同条第2号中「27,480円」を「47,964円」に改め、同条第3号中「41,220円」を「51,396円」に改め、同条第4号中「54,960円」を「61,668円」に改め、同条第10号中「109,920円」を「178,152円」に改め、同条を同条第12号とし、同条の前に次の1号を加える。

(11) 次の各号のいずれかに該当する者 157,596円

ア 合計所得金額8,000,000円以上11,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(2)に該当する者を除く。）

第7条第9号中「104,424円」を「137,040円」に改め、同条イ中「令第39条第1項第1号イ(2)」の次に「又は次号」を加え、同条を同条第10号とし、同条第8号中「93,432円」を「123,336円」に改め、同条イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同条を同条第9号とし、同条第7号中「82,440円」を「106,212円」に改め、同条イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同条を同条第8号とし、同

条第6号中「68,700円」を「89,076円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「60,456円」を「82,224円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,520円

第10条第3項中「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に、「若しくは第4号ロ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第7条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「第7条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第1号から第4号まで」を「第1号から第5号まで」に、「第7条第5号から第9号まで」を「第7条第6号から第11号まで」に改め、同条第4項中「100円未満」を「1円未満」に改める。

附則に次の1項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

17 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条に規定する法第115条の45第1項及び第2項第6号に規定する事業の実施時期は、その事業の実施に必要な準備等を要するため、法附則第14条に規定する経過措置を次のとおり定める。

(1) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年3月31日の翌日から行うものとする。

(2) 法第115条の45第2項第6号に規定する事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、平成28年3月31日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26

年度までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護認定審査会の委員の定数の変更及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による本市の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率等の改定について改正を行う要あるため提案する。